

第 1 消火器具

消火器具は、初期段階の火災の消火を主目的としたもので、消火器及び簡易消火用具をいう。

1 消火器具の種類と適応性

- (1) 消火器は、「消火器の技術上の規格を定める省令」(昭和 39 年自治省令第 27 号。以下「規格省令」という。)に適合したものであること。
- (2) 前(1)の消火器に充填される消火器用消火薬剤は、「消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令」(昭和 39 年自治省令第 28 号)に適合したものであること。
- (3) 簡易消火用具は、令第 7 条第 2 項第 1 号イからニに掲げるものとする。
- (4) 消火器具の適応性は、令第 10 条第 2 項第 1 号(令別表第 2)によること。
- (5) 設置する消火器具の種類は、粉末(ABC)消火器 10 型とすること。
- ただし、粉末では消火困難な燃焼物がある場合又は汚損若しくは故障等の二次災害のおそれのある場所については、強化液、水(潤滑剤等入りを含む。)その他の水系消火薬剤を用いた消火器とすることができる。
- (6) 設置する消火器の構造は、努めて蓄圧式の消火器とすること。

2 能力単位

- (1) 消火器具の能力単位は、規則第 6 条第 1 項の規定及び規格省令によること。
- (2) 能力単位の算定は、規則第 6 条から第 8 条及び条例第 41 条第 4 項の規定によるほか、各階の床面積ごとに算定すること(小規模特定飲食店等は除く。)
- ※「小規模特定飲食店等」とは、延べ面積が 150 m²未満の飲食店等や複合用途防火対象物内に存する飲食店部分の面積の合計が 150 m²未満のもののうち、火を使用する設備や器具を設けたものいう。

3 設置及び配置等

規則第 6 条第 6 項及び規則第 7 条第 1 項の規定によるほか、次によること。

- (1) 令第 10 条第 2 項第 2 号及び規則第 9 条の規定によるほか、屋外等で雨水等の影響を受けるおそれのある場所に設置する場合は、適当な防護措置を講じること。
- (2) 共同住宅で「共同住宅等の特例基準」の適用を受けた防火対象物の消火器については、規則第 6 条の例により設置すること。
- (3) 共同住宅等でメーターボックス内(共用部分)に、止むを得ず設置する場合は、工具等を用いることなく容易に開放できる構造のものとする。
- (4) メゾネット型共同住宅等で、上階又は下階の各部分から一の消火器に至る歩行距離が 20 m 以下となる場合は、いずれかの階に設置することができる。
- (5) 令別表用途で相互に往き来ができない場合にあっては、それぞれの令別表用途に設置すること。
- ただし、共用部分に設けることができる場合は、この限りでない。
- (6) 精神疾患又は知的障害者等が入所する施設は、消火器の本来の目的として使用が困難なため、規則第 6 条第 6 項の規定により各階に設置される本数の消火器をナースステーション等の有効に使用可能な場所に集中して設置することができる。
- (7) 冷凍倉庫等、周囲温度が消火器の使用温度範囲外の場所は、当該出入口等の部分に集約して設置することができる。
- (8) 劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場その他大空間を有するもので、当該部分から消火器の歩行距離が 20m を超える場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、令第 32 条の規定を適用し、当該部分の通行、観覧又はスポーツ競技に支障がない周壁又は最も近い廊下若しくは通路に設置することができる。

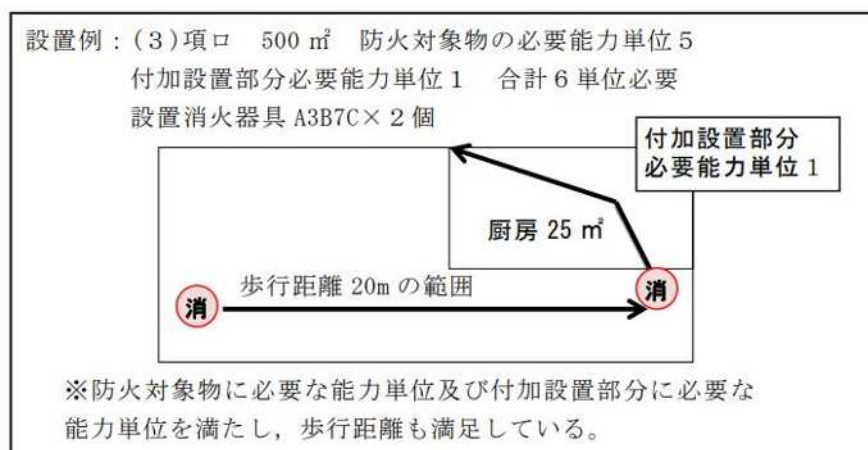
- (9) 規則第 6 条第 4 項並びに条例第 41 条及び第 42 条の規定が適用されない屋外に設置された変電設備、発電設備等についても、消火器の設置を指導すること。
- (10) 屋内消火栓設備が現基準に適合しない場合の消火器の減免については、適用できないこと。
- (11) 同一棟で構造が異なる場合の消火器具の設置基準は、内装制限されている耐火構造部分については、規則第 6 条第 2 項により、その他の部分については、規則第 6 条第 1 項により設置すること。

4 付加設置の取り扱いについて

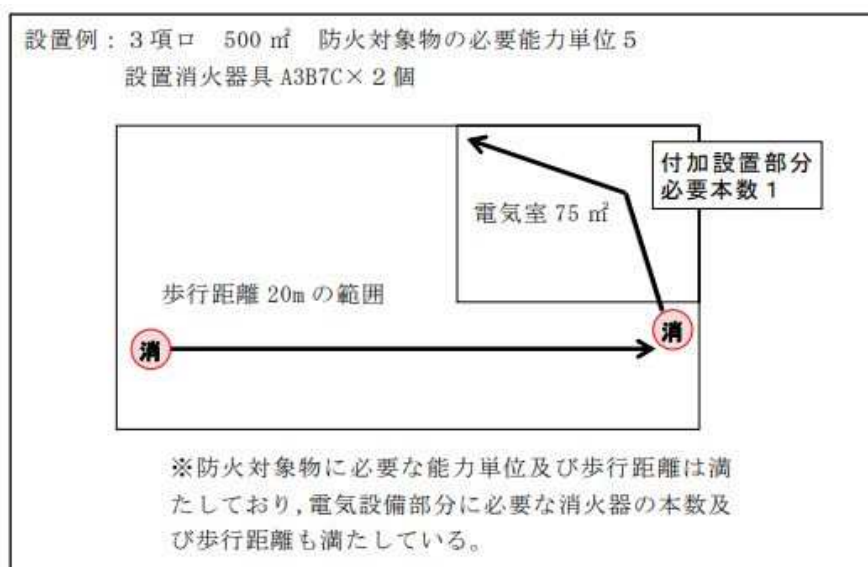
- (1) 令第 10 条第 1 項各号又は条例第 41 条第 2 項に基づき防火対象物に設置される消火器が、規則第 6 条第 3 項から第 5 項まで又は条例第 41 条第 1 項若しくは第 3 項により必要とされる消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位の合計及び歩行距離を満足する場合にあっては、重複設置しないことができる。(第 1-1 図、2 図参照)

この場合、規則第 6 条第 4 項又は条例第 41 条第 1 項により必要とされる消火器の設置個数は能力単位に読み替えるものとする。

なお、当該消火器を設置する場合の設置場所については、出入口付近の廊下、通路等の避難上支障のない位置に設置すること。☞

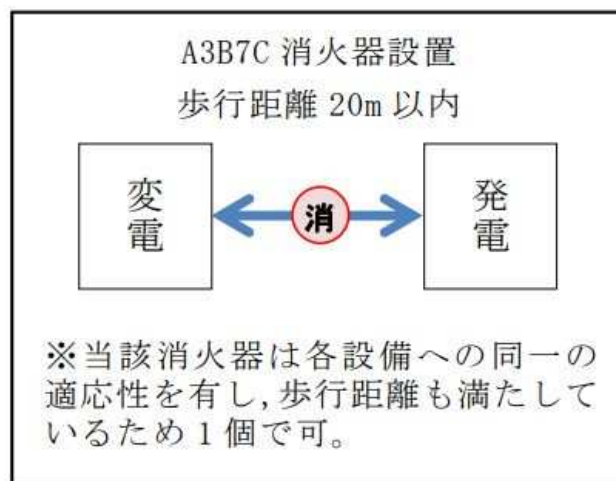


第 1-1 図



第 1-2 図

- (2) 規則第 6 条第 3 項から第 5 項及び条例第 41 条第 1 項各号により屋上に設置される消火器については、一の消火器が各設備への同一の適応性を有し、かつ、それぞれの能力単位（電気設備については、個数）と歩行距離を満たす場合は、当該消火器により警戒することで重複設置しないことができる。（第 1-3 図参照）



第 1-3 図

(3) 少量危険物及び指定可燃物

規則第 6 条第 3 項の規定により、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し又は取扱う部分に設ける消火器は、粉末消火器（ABC）10 型とすること（少量危険物のうち、第 1 類のアルカリ金属の過氧化物若しくはこれを含むもの、第 2 類の鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含むもの、第 3 類の自然発火性物質及び禁水性物質又は第 5 類の自己反応性物質を除く。）。☞

(4) 電気設備

- ① 規則第 6 条第 4 項及び条例第 41 条第 1 項第 2 号に規定する「電気設備のある場所」とは、電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離 5 m の線で囲まれた部分をいうものであること。ただし、不燃材料の壁、天井、床又は防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）で区画されている部分に設ける場合は、当該区画された部分とすることができる。

なお、規則第 6 条第 5 項及び条例第 41 条第 1 項第 3 号に規定する「多量の火気を使用する場所」についても、同様の取扱いとする。

- ② 規則第 6 条第 4 項に規定する「その他これらに類する電気設備」とは、発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器（電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサ、遮断器、計器用変成器等をいう。）、急速充電設備、燃料電池発電設備及び蓄電池設備をいうものであること。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

なお、条例第 41 条第 1 項第 2 号の規定についても、これを準用する。

ア 配電盤、分電盤又は制御盤のみのもの

イ 電気機器で、乾式、モールド型等の冷却又は絶縁のために油類を使用せず、かつ、密閉式等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの

ウ 蓄電池設備で、その容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延

焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 号に規定する出火防止措置が講じられたもの。

エ 配線、照明、電動機等

(5) 火気を使用する場所

規則第 6 条第 5 項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる場所をいうものであること。

なお、条例第 41 条第 1 項第 3 号の規定についても、これを準用する。

- ① 厨房（学校給食用、営業用等のものをいい、個人の住居に設けるもの及び事務所等の給湯室を除く。）
 - ② 営業用食品加工炉及びかまどを設置する場所
 - ③ 工業炉及びかまどを設置する場所
 - ④ 熱風炉を設置する場所
 - ⑤ 公衆浴場の火焚場
 - ⑥ 火葬場のかま場
 - ⑦ 焼却炉を設置する場所
 - ⑧ サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）を設置する場所
 - ⑨ 入力 70kW 以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）を設置する場所
 - ⑩ 入力 70kW 以上の温風暖房機を設置する場所
 - ⑪ 入力 70kW 以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機を設置する場所
- ※ ボイラー、乾燥機は規模や容量にかかわらず小規模なものが設置された室も対象となること。（個人の住居に設けるものを除く。）

【参考】ボイラー室等に対する消火器具の設置について（昭和 55 年 10 月 6 日 消防予第 207 号）